

ハザードマップ、要配慮者利用施設の避難確保計画作成について

# 水防法に基づく洪水ハザードマップの作成について

## 【令和3年7月の水防法改正】

- 近年、気候変動により水害が激甚・頻発化しており、これまで洪水浸水想定区域の指定対象ではなかった中小河川においても多くの浸水被害が発生していることを踏まえ、**周辺に住宅等の防御対象のある中小河川を洪水浸水想定区域の指定対象に追加し、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされた。**



洪水浸水想定区域図作成河川  
(水位周知河川)

※周知河川とその支川あわせて作成



洪水浸水想定区域図作成河川  
(中小河川)

## 【洪水浸水想定区域の指定・公表状況】

- 県管理河川：217河川  
水位周知河川とその支川：120河川  
↳令和2年5月末までに指定・公表  
中小河川：91河川  
↳令和4年3月末に指定・公表  
作成対象外河川：6河川
- 水防法の規定により作成が必要な河川  
全てにおいて洪水浸水想定区域の  
指定・公表が完了

## 【市町村の洪水ハザードマップ作成】

- 関係市町村においては、指定・公表した洪水浸水想定区域図をもとに**洪水ハザードマップの作成が必要となる。**
- 洪水ハザードマップの作成については、**国の社会資本整備総合交付金における効果促進事業の活用が可能。**

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成について

## 【背景】

- 平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の施設管理者等は避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務付けられた。
- さらに、令和3年7月の同法改正により、市町村から施設に対して避難確保計画に関する助言・勧告できる制度が創設され、また避難訓練の報告が義務付けられた。

## 【令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて】

- 令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象が見直され、**市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設において、避難確保計画の策定を行っていない施設が存在し、かつ、避難行動要支援者名簿に記載された情報の提供を行っていない市町村が関係する整備計画は、防災・安全交付金の重点配分の対象外となる。**

## 【千葉県の状況】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況（令和4年3月31日時点）

	対象要配慮者利用施設数	避難確保計画を作成している 要配慮者利用施設の数	作成率
水防法	2,403	1,542	64%
土砂災害防止法	145	98	68%

国土交通省 水管理・国土保全局HPより

- 千葉県では、各市町村の好事例・手法を共有して市町村同士のマッチングが図れるよう業務効率向上を目的としたアンケートを各市町村に行い、集計結果を共有する等の取組を実施。
- 市町村においては、引き続き、防災や福祉などの関係部局で連携し、地域防災計画に適切に位置づけを行うとともに避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設に対して早期に計画策定するよう指導をお願いしたい。**